

3 一般職員の勤務時間の状況

一般的な行政職員の勤務時間及び休憩、休息時間は、次のとおりです。
(令和3年4月1日現在)

区分	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
知事部局等 教育委員会 警察本部	7時間45分	9:00	17:45	12:00～13:00
交通局	8時間	8:45	17:30	12:15～13:00

※1 教職員の勤務の開始時刻・終了時刻については、各学校ごとに定めています。

【早出遅出勤務制度】

小学校就学前の子を養育する職員又は学童保育施設、ファミリーサポートセンター、児童デイサービス事業施設に通う小学生の子を迎えに行く職員、介護を行う職員、修学等を行う職員は、公務の運営に支障がある場合を除き、承認を受けたうえで、1日の勤務時間の長さを変えることなく、始業・終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げて勤務することができます。

なお、勤務時間は午前7時から午後10時の範囲内で任命権者があらかじめ設定します。

例) 知事部局では、下記の4つの形態による勤務が可能です。

形態	開始時刻	終了時刻
早出勤務①	8:45	17:30
早出勤務②	8:30	17:15
遅出勤務①	9:15	18:00
遅出勤務②	9:30	18:15

4 その他の勤務条件

4-1 一般職員の年次有給休暇の使用状況(令和2年)

職員の年次有給休暇は、1年(暦年)につき20日あります。なお、年の途中で採用された職員は、採用された日の属する月に応じて2～18日の年次有給休暇が与えられます。

また、年次有給休暇のうち職員がその年に与えられなかった日数(残日数)があるときは、20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができます。

区分	平均使用日数
知事部局	12.9日
交通局(事務、運転士、バスガイド)	16.0日
教育(事務、教職員)	11.7日
警察(事務、警察官)	16.5日

※集計期間は、令和2年1月1日～令和2年12月31日まで。

交通局・教育庁は、令和2年4月1日～令和3年3月31日まで。

4-2 その他の休暇の種類

職員は必要がある場合、以下の休暇を取得することができます。

種類	項目	休暇の概要	国の制度との比較
1	公傷休暇	公務による負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（公務災害と認定され、勤務できない場合） 【期間】医師の診断書に基づき必要と認める期間	国と同じ
2	病気休暇	公務によらない負傷又は疾病（結核性疾患を除く。）のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 【限度日数】90日（脳血管疾患や精神疾患など特定疾患に指定されている疾患の場合180日）	国は期間制限なし（勤務しない期間が90日を超える場合は、以後の俸給が半減されます）
3	療養休暇	結核性疾患のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 【限度日数】1年を超えない範囲内において医師の診断書に基づき必要と認める期間	国は期間制限なし（勤務しない期間が1年を超える場合は、以後の俸給が半減されます）
4	生理休暇	生理日において勤務することが著しく困難な女子職員が休暇を請求した場合 【限度日数】2日を超えない範囲内において必要な期間	国は病気休暇で対応
5	選挙休暇	投票日に公務出張等のため、不在者投票をしない限り選挙権を行使する余地がない場合であれば、投票日以外にも必要な時間について認められる 【限度日数】必要と認める期間	国と同じ
6	証人休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 【限度日数】必要と認める期間	国と同じ
7	ドナー休暇	骨髄移植のための登録、骨髄液の提供のため勤務することができない場合 【期間】必要と認める期間	国と同じ
8	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合 【限度日数】1年において5日以内	国と同じ
9	結婚休暇	職員が結婚した場合 【限度日数】7日を超えない範囲内において必要な期間	国は連続する5日以内（週休日等を含む）
10	産前休暇及び産後休暇	産前：8週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に 出産する予定の女子職員が休暇を請求した場合 【限度日数】請求日から出産の日まで 産後：出産した女子職員に対して与える 【限度日数】出産日の翌日から8週間	産前：国は6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内 産後：国と同じ
11	育児休暇	生後2年に達しない子を育てる職員が育児の時間を請求した場合 【限度及び単位】1日2回 各60分間	国は生後1年に達しない子を対象とし、1日2回各30分以内
12	出産補助休暇	配偶者の出産に伴い、子又は配偶者の世話、介護等のため勤務することができない場合 【限度日数】配偶者が出産するため病院に入院する日から、当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内において3日の範囲内で必要と認める期間	国は2日以内

種 類	項 目	休暇の概要	国の制度との比較
13	忌引休暇	職員の配偶者又は親族(父母、祖父母、配偶者の父母、配偶者の祖父母等)が死亡した場合 【限度日数】配偶者:10日、父母:7日、祖父母:3日、配偶者の父母:3日、配偶者の祖父母:1日等	国は配偶者:7日
14	祭日休暇	父母、配偶者及び子の初七日、四十九日等に法要を営む等特別の行事のために勤務することができない場合 【限度日数】1日の範囲内で、そのつど必要と認める時間	国は父母のみ対象
15	夏季休暇	夏季期間(6月から9月まで)において盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のために請求した場合(業務の都合により取得できなかった場合は10月まで延長可) 【限度日数】5日間	国は連続する3日以内
16	住居滅失休暇	地震、水害、火災、その他の災害により現住居が滅失し、又は損壊した場合 【限度日数】1週間を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間	国と同じ
17	感染症交通しや断休暇	感染症予防法又は狂犬病予防法による交通の制限又はしや断が行われた場合 【限度日数】公的行政機関の強制措置によって、交通しや断又は制限の措置がとられている全期間	国は制度なし
18	災害交通しや断休暇	地震、水害、火災その他の災害により交通がしや断された場合 【限度日数】①現に交通が遮断されていた時間と復旧後の出勤に要する時間を加えた時間 ②迂回路等による代替交通機関での所要時間 ③徒歩通勤による所要時間	国と同じ
19	事故休暇	交通機関の事故その他やむを得ない事由に基づく事故が発生した場合 【限度日数】事故のために勤務し得ない期間	国と同じ
20	公益団体休暇	国、地方公共団体の機関又は公益を目的とする団体等の依頼により、旅行又は会議のため勤務することができない場合 【限度日数】団体からの依頼期間又は会議期間の範囲内で必要と認める期間	国は制度なし
21	つわり休暇	妊娠中の女子職員がつわりのため勤務することができない場合 【限度日数】7日を超えない範囲内で必要と認める期間	国は制度なし
22	妊産婦健診休暇	女子職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務することができない場合 【限度日数】妊娠満23週まで:4週間に1回、妊娠満24週から満35週まで:2週間に1回、妊娠満36週から分娩まで:1週間に1回、産後1年まで:1回、以上の割合で1日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間	国と同じ
23	妊婦休息休暇	妊娠中の女子職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 【限度日数】勤務時間の途中で適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間	国と同じ
24	妊婦通勤緩和休暇	妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合 【限度日数】勤務時間の始め又は終わりの休暇の合計が1日1時間を超えない範囲内	国と同じ
25	リフレッシュ休暇	職員が当該年度内に35歳、45歳、55歳に達する時、心身のリフレッシュを図る場合 【限度日数】当該年度内で、週休日、休日及び代休日を除く連続する5日以上勤務日の期間内において、年次休暇2日以上取得に引き続く3日の範囲内	国は制度なし

種 類	項 目	休暇の概要	国の制度との比較
26	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営む支障がある者(配偶者、父母、子など)の介護をするため勤務することができない場合 【限度日数】通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(分割は3回まで)	国と同じ
27	子ども看護休暇	義務教育終了前の子の負傷又は疾病により、子の看護を行うため勤務しないことが相当と認められる場合 【限度日数】子一人の場合5日以内、子二人以上の場合10日以内	国は小学校就学前の子までが対象 限度日数 子一人 5日以内 子二人以上 10日以内
28	男性職員の育児参加のための休暇	配偶者の産前8週間、産後8週間の期間中に、出産に係る子又は上の子(小学校就学前)の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 【限度日数】5日以内	国は産前6週間、産後8週間の期間
29	短期介護休暇	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営む支障があるもの(配偶者、父母、子など)の介護その他の世話をを行うため勤務することができない場合 【限度日数】5日以内、要介護者を2人以上介護する場合10日以内	国と同じ

※1 交通局は、5～7、16～17、19、25、28番の休暇制度はありません。また、2、9、11、12、14、15は取得限度日数が異なります。

※2 警察では、25番の休暇名が「チャージ休暇」となっています。